

2019年 ごみ収集カレンダー(実践会)

穂波、柏丘、日出、大谷、実郷、緑丘、協成、開盛、美園、常盤、豊坂、清住、西富、北栄、駒里、弥生、福野、高園、農試

ごみは収集日の当日(朝8時まで)に、ごみステーションに出してください。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
4月1日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	2日 缶、ビン、ペットボトル、発泡スチロール・トレイ	3日 埋めるごみ	4日 生ごみ	5日 燃やすごみ	6日	7日
8日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	9日 新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、紙パック	10日 埋めるごみ	11日 生ごみ	12日 燃やすごみ	13日	14日
15日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	16日 缶、ビン、ペットボトル、発泡スチロール・トレイ	17日 埋めるごみ 有害ごみ	18日 生ごみ	19日 燃やすごみ	20日	21日
22日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	23日 新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、紙パック	24日 埋めるごみ 粗大ごみ	25日 生ごみ	26日 燃やすごみ	27日	28日
29日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	30日 屋外焼却は禁止 第5週目は資源ごみの回収を休みます					
<p>簡易焼却炉やコンクリート管などでごみを燃やすことは、法律で禁止されています。畑や道路などの維持管理による草刈処理及び農作物の殻などの処理は例外として認められています。消防支署へ届出が必要です。</p>						

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
6月1日	ペットボトルのラベル剥がしにご協力ください。 ペットボトルについているラベルを剥がし、ラベルやキャップについては容器包装廃プラスチックとして排出してください。 (※ペットボトルと収集日が異なります。)					2日
3日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	4日 缶、ビン、ペットボトル、発泡スチロール・トレイ	5日 埋めるごみ	6日 生ごみ	7日 燃やすごみ	8日	9日
10日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	11日 新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、紙パック	12日 埋めるごみ	13日 生ごみ	14日 燃やすごみ	15日	16日
17日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	18日 缶、ビン、ペットボトル、発泡スチロール・トレイ	19日 埋めるごみ	20日 生ごみ	21日 燃やすごみ	22日	23/30日
24日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	25日 新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、紙パック	26日 埋めるごみ 粗大ごみ	27日 生ごみ	28日 燃やすごみ	29日	30日

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
5月1日 ペットのフン、猫砂は燃やすごみです。ペットと散歩するときは常に袋を持ち歩きましょう。	2日 埋めるごみ	3日 生ごみ	4日 燃やすごみ	5日	6日	7日
8日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	9日 缶、ビン、ペットボトル、発泡スチロール・トレイ	10日 埋めるごみ	11日 生ごみ	12日 燃やすごみ	13日	14日
15日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	16日 新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、紙パック	17日 埋めるごみ	18日 生ごみ	19日 燃やすごみ	20日	21日
22日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	23日 缶、ビン、ペットボトル、発泡スチロール・トレイ	24日 埋めるごみ 粗大ごみ	25日 生ごみ	26日 燃やすごみ	27日	28日
29日 生ごみ 容器包装廃プラスチック	30日 新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、紙パック	31日 埋めるごみ	1日 生ごみ	2日 燃やすごみ	3日	4日

適正なごみ排出のお願い

埋めるごみ に、汚れの付着した廃プラ等を入れしないでください。

食品が付着したもの、洗っていない食べ物容器等が多いと、異臭やハエが発生しカラスやキツネなどの野生動物がごみを荒らして、処理場管理に支障をきたします。

食べ物・油等が付着して汚れている廃プラ等は、燃やすごみ です。

◎ 洗うことができない、洗っても汚れが落ちない物は衛生的に処理するため「燃やすごみ」に出してください。

発砲スチロール・トレイ、廃プラ等はきれいに洗ってリサイクルにご協力ください。

※プラマークが表示していても容器包装以外のプラ加工製品(例: スロー、スプーン、フォーク等)は洗って「埋めるごみ」としてください。

3Rの推進にご協力ください

3Rとは Reduce(リデュース:減らす) Reuse(リユース:再使用) Recycle(リサイクル:再資源化) 3つの単語の頭文字「R」をとったものです。

そして、3Rは順番が大切で、資源の消費、ごみの発生を減らす(Reduce)ことから始めて、次に、使えるものは何回も繰り返し使う(Reuse)、そして使えなくなったら原材料として再生し利用すること(Recycle)です。

まずは、身近にできるところから、心がけていきましょう。

▶ **ごみ出しの前に、再度袋の中身のご確認をお願いします。** ごみに関するお問い合わせは、訓子府町役場町民課(電話47-2203)へ